第五条第一項第九号中「二まで」を「へまで」に改め、同号ニ中「第五十五条の三第一項」を「第五十五条の八十五第一項」に、「者」を「者（へに掲げる者を除く。）」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「ロ」を「ロ及びハ」に、「退去した」を「退去の」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「第五十五条の三第一項」を「第五十五条の八十五第一項」に改め、「もの」の下に「（ロに掲げる者を除く。）」を加え、「退去した」を「退去の」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　第二十四条各号（第四号オからヨまで及び第四号の三を除く。）のいずれかに該当して本邦からの退去を強制された者で、第五十二条第五項の決定を受け、同項に規定する法務省令で定める日までに同条第四項の規定による許可に基づき退去したもの（別表第一の三の表の短期滞在の項の下欄に掲げる活動を行おうとする者を除く。）　退去の日から一年

第五条第一項第九号に次のように加える。

ヘ　第二十四条の三第一号ロに該当する者であつて、第五十五条の八十五第一項の規定による出国命令により出国したもの（別表第一の三の表の短期滞在の項の下欄に掲げる活動を行おうとする者に限る。）　出国した日から五年

第六条第一項ただし書及び第七条第一項中「第六十一条の二の十二第一項」を「第六十一条の二の十五第一項」に改める。

第九条第三項ただし書中「第六十一条の二の十二第一項」を「第六十一条の二の十五第一項」に改め、同条第四項第一号中「規定による」を削り、同条第八項第一号ロ中「第六十一条の二の十二第一項」を「第六十一条の二の十五第一項」に改め、同号ハ⑶中「第五十五条の三第一項」を「第五十五条の八十五第一項」に改める。

第十三条の二第一項中「施設」の下に「（法務省令で定めるものに限る。）」を加える。

第十九条の八第一項中「第五十条第一項又は」を「第五十条第一項、」に、「若しくは第二項」を「又は第六十一条の二の五第一項」に改める。

第二十二条第二項中「が次の各号に」を「が次の各号のいずれにも」に改め、同項ただし書中「おいては、」を「あつては」に、「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、「ことを」の下に「要せず、国際連合難民高等弁務官事務所その他の国際機関が保護の必要性を認めた者で法務省令で定める要件に該当するものである場合にあつては第二号に適合することを」を加える。

第二十二条の四第一項第四号中「第六十一条の二の二第二項」を「第六十一条の二の五第一項」に改め、同項第八号中「この節の規定による許可又は」を「又はこの節」に、「第六十一条の二の二第二項」を「第六十一条の二の五第一項」に改める。

第二十三条第一項中「文書」の下に「。第三項及び第七十六条第二号において同じ。」を加え、同項中第八号を第十二号とし、第七号の次に次の四号を加える。

八　第四十四条の二第七項に規定する被監理者　同項の監理措置決定通知書

九　第五十二条の二第六項に規定する被監理者　同項の監理措置決定通知書

十　第五十二条第十項の規定により放免された者　特別放免許可書

十一　仮放免の許可を受けた者　仮放免許可書

第二十三条第三項中「、乗員手帳、特定登録者カード、許可書」を削る。

第二十四条中「、本邦からの」を「本邦からの」に、「強制する」を「強制し、又は第五十五条の二第一項の規定による命令により本邦から退去させる」に改め、同条第二号の四中「第六十一条の二の八第二項」を「第六十一条の二の十一第二項」に改め、同条第三号中「若しくは次章第三節」を「、第五十条第一項若しくは第六十一条の二の五第一項」に改め、同条第三号の四イ中「第十九条第一項」の下に「若しくは第六十一条の二の七第一項」を、「行う活動」の下に「（第四十四条の五第一項の規定による許可を受けて行う活動を除く。）」を加え、同条第八号中「第五十五条の三第一項」を「第五十五条の八十五第一項」に改め、同条第十号中「第六十一条の二の二第一項若しくは第二項」を「第六十一条の二第一項に規定する難民の認定又は同条第二項に規定する補完的保護対象者の認定を受け、第五十条第一項、第六十一条の二の二第一項」に、「第六十一条の二の七第一項」を「第六十一条の二の十第一項」に改める。

第二十四条の三中「第五章の二」を「第五章の三」に改め、同条第一号を次のように改める。

一　次のイ又はロのいずれかに該当する者であること。

イ　第二十七条の規定による違反調査の開始前に、速やかに本邦から出国する意思をもつて自ら出入国在留管理官署に出頭した者であること。

ロ　第二十七条の規定による違反調査の開始後、第四十七条第三項の規定による通知を受ける前に、入国審査官又は入国警備官に対して速やかに本邦から出国する意思がある旨を表明した者であること。

第二十四条の三第四号中「第五十五条の三第一項」を「第五十五条の八十五第一項」に改める。

第二十六条の二第一項中「第六十一条の二の十二第一項」を「第六十一条の二の十五第一項」に改める。

第三十条の次に次の一条を加える。

（領置）

第三十条の二　入国警備官は、容疑者又は証人が任意に提出し、又は置き去つた物件を領置することができる。

第三十一条の見出し中「及び押収」を「又は差押え等」に改め、同条第一項中「の許可を得て」を「があらかじめ発する許可状により」に、「又は押収」を「、差押え又は記録命令付差押え（電磁的記録（電磁的方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この節及び第五十七条第九項において同じ。）を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえることをいう。以下この節において同じ。）」に改め、同条第五項中「前項の」を削り、「又は押収」を「、差押え又は記録命令付差押え」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「臨検すべき」を「容疑者の氏名、臨検すべき物件若しくは」に、「又は物件、押収すべき物件、」を「、物件若しくは場所、差し押さえるべき物件又は記録させ、若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ、若しくは印刷させるべき者並びに」に改め、「有効期間」の下に「、有効期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日」を加え、「自ら」を「自己の」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　第二項の場合においては、許可状に、前項に規定する事項のほか、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲を記載しなければならない。

第三十一条第三項を削り、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「臨検すべき」の下に「物件若しくは」を加え、「若しくは物件又は押収すべき物件」を「、物件若しくは場所、差し押さえるべき物件又は電磁的記録を記録させ、若しくは印刷させるべき者」に、「の許可を得て、同項」を「があらかじめ発する許可状により、前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　入国警備官は、第一項又は前項の許可状（第三十七条の五第四項及び第五項を除き、以下この節において「許可状」という。）を請求するときは、容疑者が第二十四条各号のいずれかに該当すると思料されるべき資料及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める資料を添付してこれをしなければならない。

一　容疑者以外の者の物件又は住居その他の場所を臨検しようとするとき　その物件又は場所が違反事件に関係があると認めるに足りる状況があることを認めるべき資料

二　容疑者以外の者の身体、物件又は住居その他の場所について捜索しようとするとき　差し押さえるべき物件の存在及びその物件が違反事件に関係があると認めるに足りる状況があることを認めるべき資料